

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

岩国市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市の地域特性への配慮

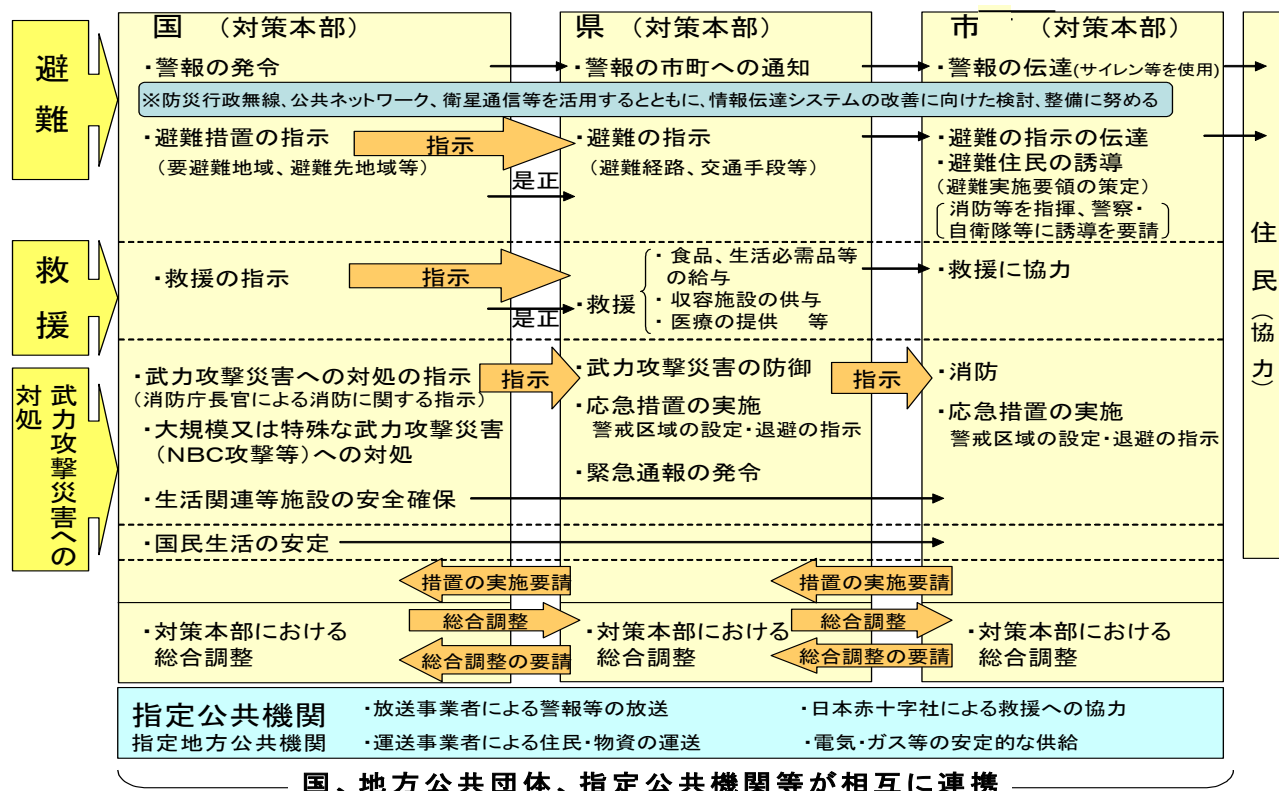
市は、国民保護措置の実施に当たっては、市の地域特性（①有人離島が存在すること、②在日米軍基地及び自衛隊基地が存在すること、③臨海部に石油コンビナートが存在すること）について配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	- 国民保護計画の作成 - 国民保護協議会の設置、運営 - 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 - 組織の整備、訓練 - 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 - 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 - 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 - 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
〔防衛省〕 岩国防衛事務所	740-0027	岩国市中津町2-15-7	0827-21-6195
〔林野庁〕 山口森林管理事務所	753-0094	山口市野田35-1	083-922-0386
〔海上保安庁〕 岩国海上保安署	740-0002	岩国市新港町3-9-57	0827-21-6118
〔国土交通省〕 山口河川国道事務所岩国国道維持出張所	741-0061	岩国市錦見3-2-15	0827-41-1144
〔国土交通省〕 太田川河川事務所小瀬川出張所	741-0091	岩国市小瀬沖原282-6	0827-52-2245
〔国土交通省〕 中国地方整備局弥栄ダム管理所	739-0627	大竹市小方町小方813-1	0827-57-3135
〔防衛省〕 陸上自衛隊第17普通科連隊	753-8503	山口市上宇野令784	083-922-2281
〔防衛省〕 海上自衛隊岩国航空基地隊	740-8555	岩国市三角町2	0827-22-3181

【関係県機関（県警察含む）】

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
山口県岩国土木建築事務所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1540
山口県岩国健康福祉センター	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1512
山口県岩国農林水産事務所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1560
山口県岩国港湾管理事務所	740-0001	岩国市新港町4-26-5	0827-22-2271
山口県菅野ダム管理事務所	745-0511	周南市中須北河平194-3	0834-86-2331
山口県岩国警察署	740-0018	岩国市麻里布町6-15-20	0827-24-0110

【関係市機関（岩国市に隣接する市町、相互応援協定締結市等）】

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
山口県周南市役所	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8211
山口県柳井市役所	742-8714	柳井市南町1-10-2	0820-22-2111
山口県光市役所	743-0013	光市中央6-1-1	0833-72-1400
山口県和木町役場	740-0061	玖珂郡和木町和木1-1-1	0827-52-2135
広島県大竹市役所	739-0623	大竹市小方1-11-1	0827-59-2111
島根県吉賀町役場	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750	0856-77-1111
鳥取県鳥取市役所	680-0017	鳥取市尚徳町116	0857-22-8111

【その他の機関（関係指定公共機関及び指定地方公共機関等）】

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
西日本電信電話㈱山口支店	753-0077	山口市熊野町4-5	083-923-4281
中国電力ネットワーク㈱岩国ネットワークセンター	740-8642	岩国市南岩国町1-16-6	0827-32-8000
西日本旅客鉄道㈱岩国駅	740-0018	岩国市麻里布町1-1-1	0827-21-5031
日本通運㈱岩国支店	740-0002	岩国市新港町3-13-16	0827-24-2250
西日本高速道路㈱中国支社 周南高速道路事務所	745-0801	周南市大字久米字東秋本2803-1	0834-29-2300
社団法人岩国市医師会	740-0021	岩国市室の木町3-6-11	0827-21-6135
㈱アイ・キャン	740-0022	岩国市山手町1-17-3	0827-22-5678
岩国市自治会連合会	740-8585	岩国市今津町1-14-51（市民協働推進課）	0827-29-5000
岩国市連合婦人会	740-8585	岩国市今津町1-14-51（生涯学習課）	0827-29-5000

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地理的条件

本市は、山口県の東部に位置し、広島、島根の両県に隣接するとともに、沿岸部は穏やかな瀬戸内海に面し、その面積は873.80 k m²で山口県全体の14.3%を占めている。また、内陸部は山口県最高峰の寂地山を有する西中国山地国定公園の豊かな森林が広がっている。

県内最大の河川である錦川をはじめとする8水系の河川は、豊かな水をたたえ、美しい景観を形づくりながら、柱島3島の浮かぶ瀬戸内海に注いでいる。

気候は、沿岸部が内海型の温暖な気候であるのに対し、内陸部は山地型で、沿岸部に比べ、平均気温は2～3℃低く、降水量は400mm～600mm多くなっている。

【表：面積の状況】

項目	山林	経営耕地	宅地・原野等	計
面積（k m ² ）	712.68	22.07	139.05	873.80
構成比（%）	81.6	2.5	15.9	100.0

（資料：山口県統計年鑑）

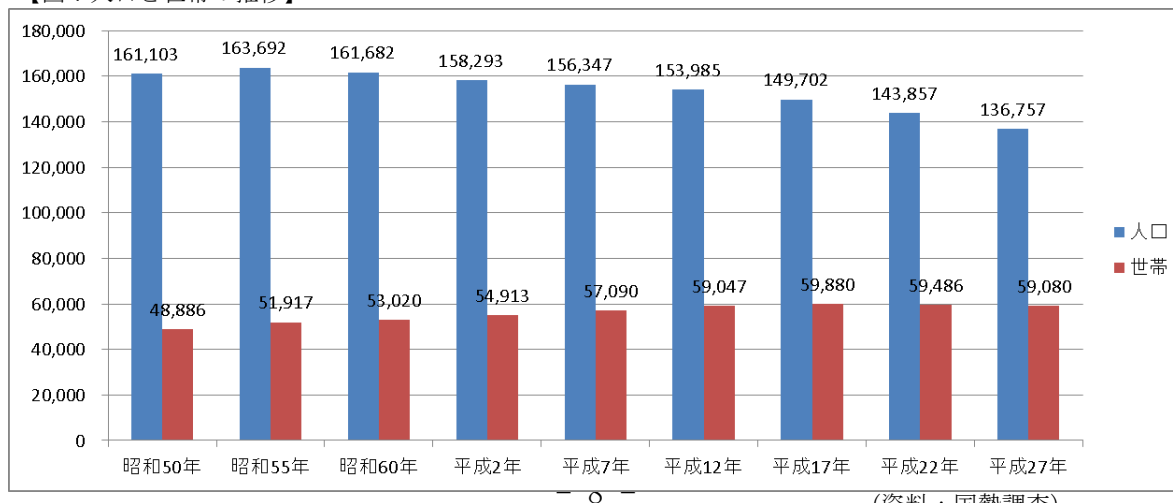
(2) 人口の推移

本市の人口は、昭和55年の163,692人をピークに減少が続き、平成27年の国勢調査では、136,757人となり、35年間で約16%減少している。

人口が減少するなか、高齢化は進行し、昭和50年時点で9.8%であった65歳以上の高齢者人口比率は、平成27年には33.5%にまで上昇している。

また、世帯数は平成17年までは徐々に増加していたが、平成22年には減少している。一世帯あたりの平均人数は昭和50年の3.3人から平成27年には2.3人となり、核家族化が進んでいる。

【図：人口と世帯の推移】

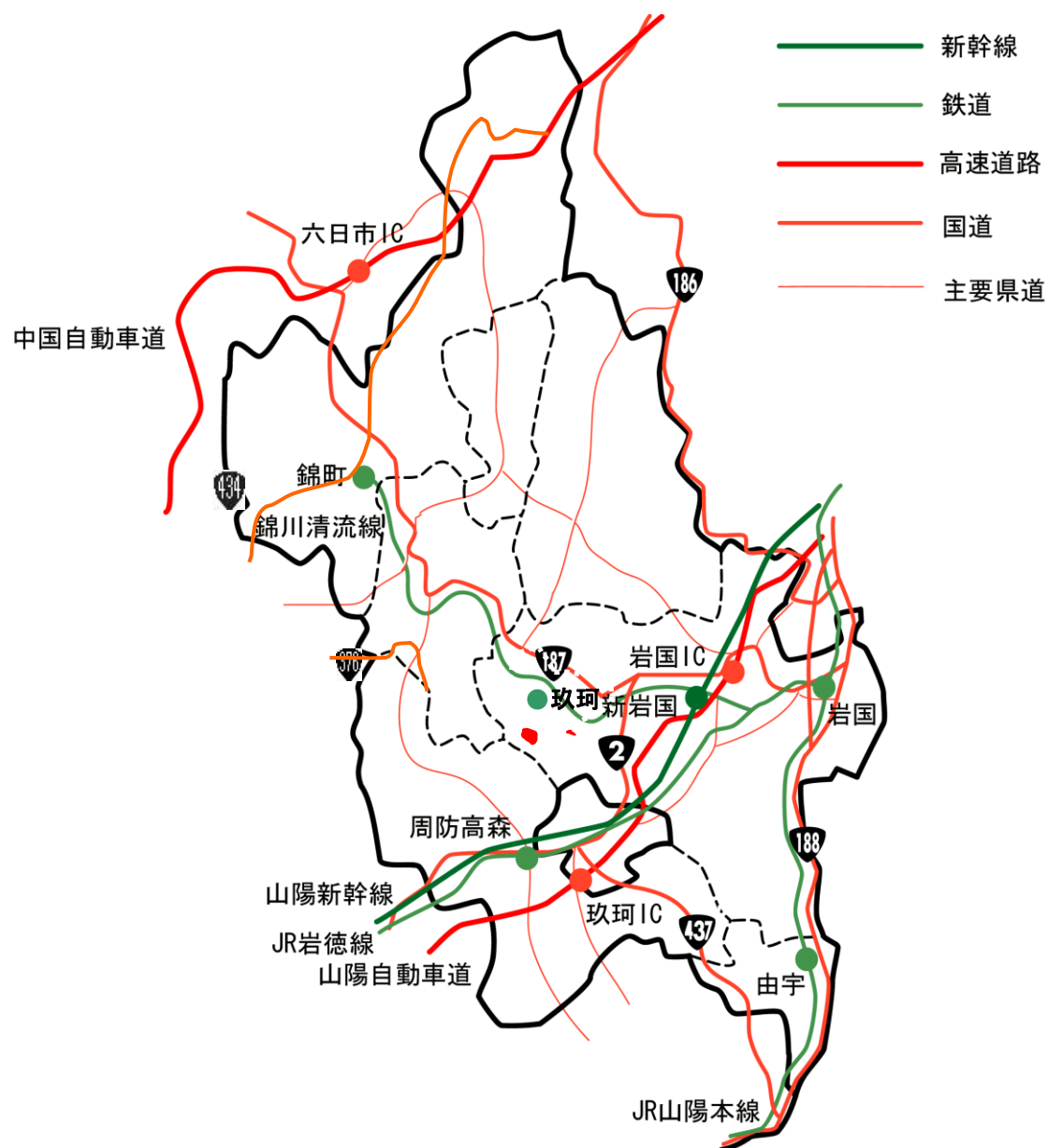


（資料：国勢調査）

(3) 交通基盤

本市では、岩国市を中心に東西に延びている山陽自動車道、国道2号、山陽新幹線が広域的な道路・鉄道網の核となっている。一方、岩国市より南方面には、J R山陽本線、国道188号と国道437号が走り、北方面には、国道187号と国道434号、第三セクターの錦川清流線が走る。

【図：道路・鉄道網】



(4) 国民保護に及ぼす本市の地域特性

本市の主な地域特性として、①有人離島が存在すること、②在日米軍基地及び自衛隊基地が存在すること、③臨海部に石油コンビナートが存在すること、の3点が挙げられ、これらの地域特性について住民の避難誘導等の措置を講ずる上で考慮する必要がある。

① 有人離島が存在

本市には、岩国港の南東26kmに位置する柱島を中心とする柱島諸島があり、主な11島のうち現在住民がいるのは、柱島(3.1k㎡)、端島(0.8k㎡)、黒島(0.5k㎡)の3島である。いずれの島も山地が主体で平野は海岸部の一部に限られている。

○本市の有人離島の状況

(単位：人、km、分、トン、人)

島名	人口 (R3)	本土との距離	離島航路		
			所要時間	総トン数	旅客定員
柱島	119	26.0	38～59	19	70
端島	22	22.0			
黒島	16	23.0			

② 在日米軍基地及び自衛隊基地が存在

米海兵隊岩国航空基地は、岩国飛行場とその関連施設としての祖生通信所からなっている。岩国飛行場は、本市臨海部のほぼ中央にあたる錦川河口の三角州にあり、平野部の少ない本市において約7.89k㎡もの広大な面積を占めている。

その他、基地東側水域約20.2k㎡が地位協定に伴う提供水域(船舶の航行禁止区域、漁業操業禁止区域)となっている。

【表：基地の提供面積内訳】

市 場所	岩国市	大竹市 (阿多田島) (甲島)	総面積
岩国飛行場	約7,892(千)㎡	約1(千)㎡	約7,891(千)㎡
愛宕山地区	約755(千)㎡	—	約755(千)㎡
祖生通信所	約24(千)㎡	—	約24(千)㎡
計	約8,671(千)㎡	約1(千)㎡	約8,672(千)㎡
総面積に占める比率	約99.9%	約0.01%	100%

(資料：基地と岩国)

【表：岩国飛行場の使用形態（平成 31 年 4 月 1 日現在）】

使 用 区 分	面 積
米 軍 専 用 区 域 （ 提 供 面 積 ）	約 2,278（千）㎡
米軍管理自衛隊共同使用区域（提供面積）	約 5,615（千）㎡
自 衛 隊 専 用 区 域 （ 行 政 財 産 面 積 ）	約 33（千）㎡
合 計 （ 岩 国 飛 行 場 総 面 積 ）	約 7,926（千）㎡

（資料：基地と岩国）

【表：海上自衛隊岩国航空基地各部隊の任務】

	部隊名	航空隊名	任 務
海上 自 衛 隊 岩 国 航 空 基 地	第 31 航空群	第 71 航空隊	救難飛行艇 US-2 を保有し、洋上における捜索救助、離島からの急患輸送等の任務を実施している。
		第 81 航空隊	電子戦データ収集機 EP-3、画像データ収集機 OP-3C、訓練支援機 U-36A 及び UP-3D を保有し、EP-3 及び OP-3C による我が国周辺海域の警戒監視・情報収集等並びに U-36A 及び UP-3D による艦艇部隊に対する対空射撃訓練支援、電子戦訓練支援等の任務を実施している。
		第 31 整備補給隊	岩国航空基地に所属する全ての航空機及び航空機に搭載する装備品の点検整備及び地上訓練装置、基地機材の維持管理並びに燃料、部品の補給等を任務としている。
		岩国航空基地隊	岩国航空基地施設の維持管理、基地警備、航空機の運航支援、経理業務、福利厚生、衛生業務等の多種多様なサービス提供を任務としている。
	第 111 航空隊		掃海・輸送機 MCH-101 を保有し、航空掃海、輸送、災害派遣等を任務としている。
	しらせ飛行科		しらせ搭載ヘリ CH-101 を保有し、南極観測支援等を任務としている。
	岩国システム通信分遣隊		岩国航空基地内の電話回線、通信設備の維持管理及び各部隊との通信ネットワークの維持管理等を任務としている。
	岩国警務分遣隊		自衛隊内における警察としての職務に従事し、部内の秩序維持を任務としている。

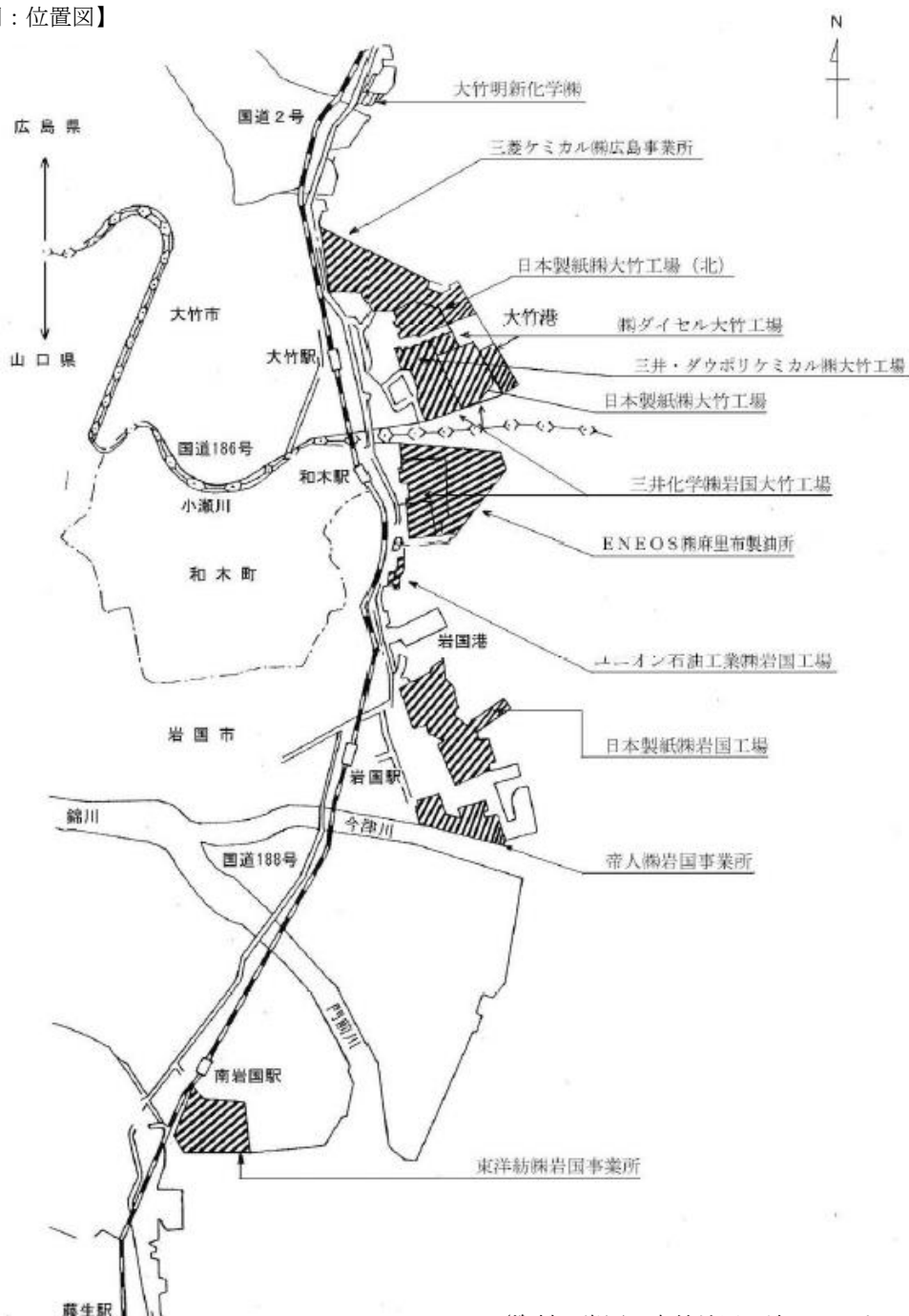
（資料：基地と岩国、海上自衛隊第 31 航空群）

③ 臨海部に石油コンビナートが存在

本市には、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された岩国・大竹地区の特別防災区域があり、その面積は6,264,858.85㎡（大竹地区2,385,759.85㎡、岩国・和木地区3,879,099㎡）である。

岩国・大竹地区の特別防災区域には、大竹地区に6事業所、岩国・和木地区に5事業所、両地区にまたがって1事業所の12事業所が立地している。

【図：位置図】



（資料：岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定されている事態、事態ごとの特徴及び留意点は以下のとおり。

① 着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
・ 国民保護措置実施地域が広範囲。期間が長期。武力攻撃予測事態において住民避難も想定。 ・ 船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が目標になりやすい。 ・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発生。石油コンビナートなどでは二次被害の発生も想定。	・ 事前準備可能。先行避難、広域避難。武力攻撃災害広範囲 ・ 攻撃終結後の復旧が課題。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
・ 事前予測困難。突発的な被害発生の可能性。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意必要。 ・ 被害は狭い範囲に限定。汚い爆弾（ダーティボム）の使用も想定。	・ 攻撃当初は屋内に一時避難。その後、適当な避難地へ移動。 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等。

③ 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
・ 発射段階で攻撃目標の特定困難。短時間で着弾。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）に応じて被害の様相、対応に相違。 ・ 通常弾頭の場合、NBC弾頭に比べ、被害は局限化家屋、施設等の破壊、火災等。	・ 迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化。 ・ 屋内避難、消火活動中心。

④ 航空攻撃

特 徴	留 意 点
・ 事前予測が比較的容易だが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定困難。 ・ 都市部、ライフラインのインフラ施設が目標になることも想定。 ・ 意図達成まで攻撃が繰り返される可能性。 ・ 通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等。	・ 攻撃の目標地を限定せず広範に屋内避難。 ・ 生活関連等施設の安全確保措置必要。

また、NBC攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり。

《核兵器等》

特 徴	留 意 点
・ 当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって被害発生。 ・ 放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散し被害範囲拡大。	・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療必要。 ・ 風下への避難を避ける。 ・ 外部被爆や内部被爆の抑制、汚染地域への立入制限、要員の被爆管理必要。

《生物兵器》

特 徴	留 意 点
・ 人に知られず散布可能。潜伏期間に感染者が移動し被害拡大。 ・ ヒトを媒体とする生物剤では、二次感染により被害拡大。	・ 国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源、汚染地域を特定。 ・ 病原体の特性に応じた医療、蔓延防止対策が重要。

《化学兵器》

特 徴	留 意 点
・ 風下方向に拡散。サリンは空気より重く、下をほうように拡散。	・ 原因物質の検知、汚染地域の特定。風上の高台に住民を誘導。 ・ 汚染者の除染、原因物質の特性に応じた救急医療。 ・ 汚染地域の除染、原因物質の除去重要。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定されている事態例、被害概要は以下のとおり。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊	・爆発、火災による住民被害、建物、ライフライン等の被災 ・危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航路の閉塞 ・下流での被害多大

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・爆破、施設崩壊による人的被害多大

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・爆弾の破片、熱や炎等による被害、放射線による後年のガン発症 ・生物兵器の場合と同様。毒素の特徴は化学兵器の特徴と類似 ・化学兵器の特徴と同様

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・施設の破壊に伴う人的被害。施設規模により被害の大きさに差異。建物、ライフライン等が被災